



子どもの 居場所づくり の手引き

北海道

はじめに

子どもたちに温かい食事や居場所を提供する「子ども食堂」や無料で学習を支援する「子どもの学習の場（無料塾）」など、「子どもの居場所」の取組が広がっています。

一方で、「どんなところなのか？」「何か制度の裏付けがあるのか？」「そこで何が提供されているのか？」「子どもの貧困対策とどのような関係があるのか」「大人も行っていいのか？」など、その実態については、十分に知られていないことも事実です。

この手引きは、子どもの居場所の実態について、道が実施した実態調査の結果と、そこで得られた運営者の声を取りまとめ、道民のみなさまに広くお伝えすることを目的としています。

また、子どもの居場所が将来にわたって地域で必要とされる存在となるよう、居場所を現在運営している方々、今後の立ち上げを検討している方々向けに、居場所の取組における安全・安心を確保するためのポイントについても紹介しています。

子どもの居場所の取組の充実に向け、この手引きを通じ、道民のみなさまの理解が深まるとともに、地域における支援の輪が広がることにつながれば幸いです。



目次



子どもをとりまく現状	-----	1
子どもの居場所って？	-----	2
子どもの居場所ってこんなところ	-----	3
子どもの居場所の安心・安全の確保	-----	7
保険の加入	-----	8
衛生管理・感染症対策	-----	9
食中毒予防	-----	10
食物アレルギー対策	-----	13
道内の保健所一覧	-----	14
居場所の運営に当たり参考になる情報	-----	15
道内の児童相談所	-----	19
道内の児童家庭支援センター	-----	19

子どもをとりまく現状

日本では、18歳未満の子どものうち、7人に1人が標準的な所得の半分※を下回る家庭で暮らす貧困状態にあるといわれています。

※ 直近の調査に基づく金額は、1年間で一人122万円でした。

子どもの貧困率 **13.5%** ひとり親家庭の貧困率 **48.1%**

※平成30年（2018年）国民生活基礎調査

- 「貧困」というと、発展途上国で見られるような日々の衣食住にも事欠く状況（絶対的貧困）をイメージしてしまいがちですが、今、課題となっているのは、そこまではいかないものの、修学旅行に行くことや塾や習いごとに通うことなど、社会で当たり前の生活を送るのに十分なお金のない状況を指す**相対的貧困**です。
- 経済的な理由で社会で当たり前のことを我慢せざるを得なかったり、事情を敏感に察知して様々なことをあきらめてしまうようになりたりして、必要な経験や知識が欠如してしまい、その影響が大人になっても続くことが懸念されています（**貧困の連鎖**）。
- 子ども食堂などの取組は、平成25年の子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定も背景に報道される機会が増え、注目されるようになりました。道内でも、各地で有志による居場所づくりが広がっています。



子どもの貧困、子どもの居場所に関する最近の動き

2009（平成21）	●	厚生労働省が初めて「相対的貧困率」「子どもの貧困率」を公表
2012（平成24）	●	東京都で「子ども食堂」と名づけられた活動が始まる（全国初とされている）
2013（平成25）	●	子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
2014（平成26）	●	子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
2015（平成27）	4月 ●	生活困窮者自立支援法 施行 困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業などが拡充
	11月 ●	道内でも子ども食堂が始まる（旭川市、札幌市）
	12月 ●	北海道子どもの貧困対策推進計画 策定
2016（平成28）	12月 ●	道内の子ども食堂 58か所
2018（平成30）	3月 ●	道内の子ども食堂 131か所
	4月 ●	札幌市子どもの貧困対策計画 策定
2019（令和元）	●	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正（6月） 子供の貧困対策に関する大綱の見直し（11月）
2020（令和2）	4月 ●	第二期北海道子どもの貧困対策推進計画策定 道内の子ども食堂148か所

子どもの居場所って？

子どもの居場所が提供するもの

- **子どもが一人でも安心して利用できる場**
子どもが行きたいと思ったときにひとりでも行くことができ、食事や学習、多世代との交流など様々な体験ができる場です。
- **地域で子どもを育て、見守る場**
ひとりでご飯を食べる子どもと食事をともにし、だんらん、学習支援、多世代交流など様々な経験の機会を提供するなど、地域全体で子どもを育てる場です。
- **時間を共有する場**
居場所に集う人とともに、安心して過ごすことのできる時間と空間を共有することにより、子どもが自分らしくいられる場になります。時間を共有することで、周囲の大人が子どもやその家庭が抱える困難に気づき、必要な支援につなげることもできます。
- **地域の人が交流する場**
子どもだけでなく、そこに関わる大人も生きがいをもって交流する場になります。地域の様々な人が関わることで、その活動自体が地域交流の拠点、地域づくりの場になります。



子どもの居場所のあり方は多様です

- 「子ども食堂」には法律上の定義や制度の裏付けはなく、開設に当たり、どこかに登録や届出をする必要はありません（注）。
- 各地で「子どものためになんとかしたい！」という思いを持つ人が、仲間をみつけ、思いをかたちにし、地域の資源を生かして、それぞれの実情に合った活動をしています。

（注）子ども食堂など、食品を扱う場合、食事の提供範囲や運営の形態によっては、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可が必要な場合があります。（詳しくは、12ページ）



子どもの居場所ってこんなところ ― 子ども食堂を中心に ―

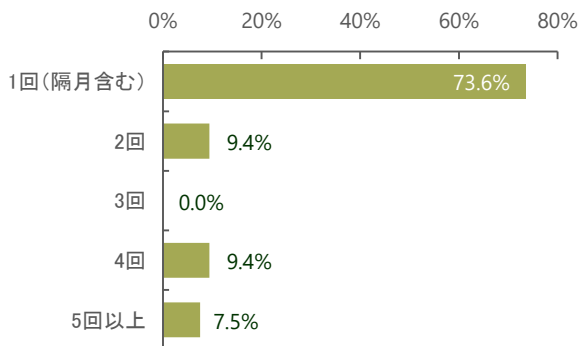
北海道『子どもの居場所』に関する実態調査結果から

Question
01

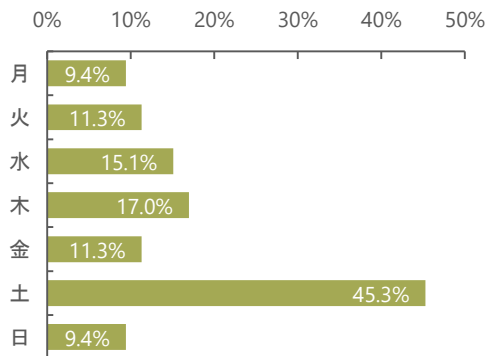
いつやってるの？

- 月1回が39か所（73.6%）と最も多く、次いで月2回と月4回が5か所となっています。
- また、定期開催の開催曜日は、土曜日が最も多く、次に水曜・木曜が続きます。

定期開催の開催頻度 一月あたり（n=53）



定期開催の開催曜日（n=53）【複数選択】



居場所の先輩メッセージ



継続に意味あり。
本当は毎週開催したいが、
今の自分たちができる範囲ということで
月1回の開催としています



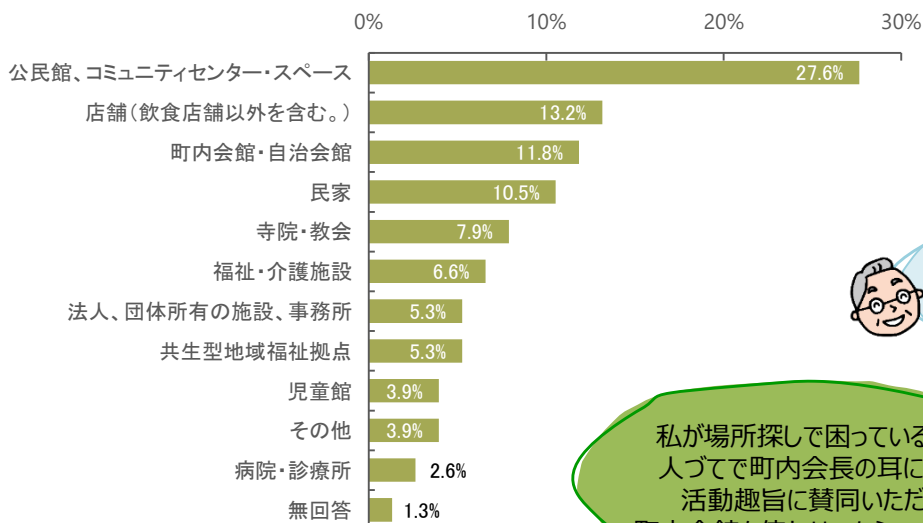
学校給食がない日の食事には
糖質やタンパク質が足りない傾向にあるため、
土曜日や祝日に開催しています

Question
02

どこでやってるの？

「公民館、コミュニティセンター・スペース」を活動場所としているものが最も多く、次いで「店舗（飲食店舗以外を含む）」、「町内会館・自治会館」が続き、「民家」の活用も約1割となっています。

活動場所（n=76）



居場所の先輩メッセージ

空き家を有効活用
させてほしい



「最近、地域の交流が少なくなって
寂しくなったね」というお寺の檀家さん
からの声が多くなり、お寺で
食堂をはじめました

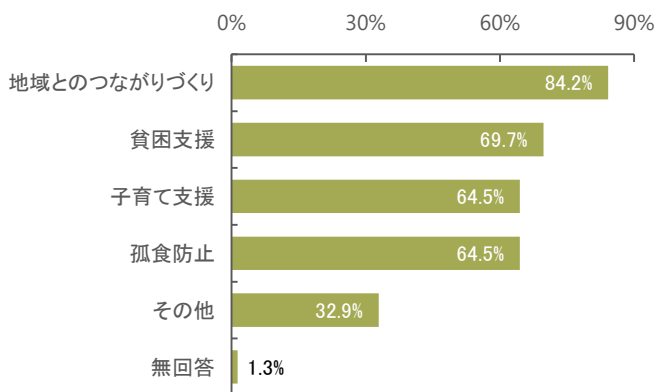


私が場所探して困っていることが
人づてで町内会長の耳に入り、
活動趣旨に賛同いただき、
町内会館を使わせてもらっています。

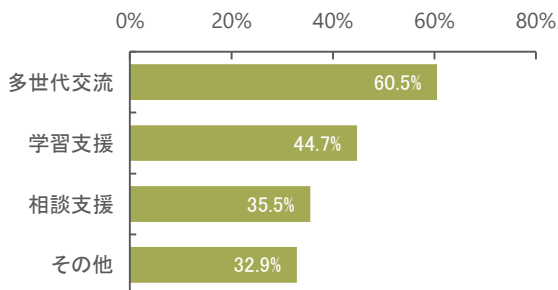
どんなことをしているの？

子どものために何かしたいという人たちの強い思いと、それぞれの地域の資源の状況に応じて、多様な取組が行われています。

開設のきっかけや動機(n=76)【複数選択】



「食事の提供」以外の活動内容(n=76)【複数選択】



子どもと料理が好きなので、
趣味が子どもたちの役に立つのなら、
息の長い活動ができるのではと思った



居場所の先輩メッセージ



普段交流することがなかなかない
年齢の違う子ども同士が集まれる「場」に、
子どもたちやお母さんたちはとても喜んでくれています



地域住民から
「やりたいこと」「得意なこと」を募り、
子どもに算数を教えるのが得意、好き
という人により実施されている



保護者が子育てに対して
何に負担で、何が不安なのか、
自然に相談できる窓口となるよう、
親子が楽しく参加できるイベントとして
活動していきたいと思っています



食堂でもなく、料理教室でもなく、
ゆるくてもいいので、
子どもが安心してあったかいものを食べる場を
つくりたいと思いました



子どもの安心できる場所、あそび場の
ひとつになれば……。みんなで食事を
することで、来てくれた人たちが元気に、
笑顔になれば……。結果的に貧困対策の
手助けになるならうれしい

地域住民の顔と顔の見えるつながりの中で
食を通して子どもたちを見守り、
育てたいと考えました



学習支援というきっかけを通じて、
定期的に高頻度で子どもたちの居場所
をつくり、同時に多様なロールモデルと
出会うきっかけを提供したいです



事情を抱えた子どもたちや
育児を頑張っている親御さんたちの
助けになりたいと思った

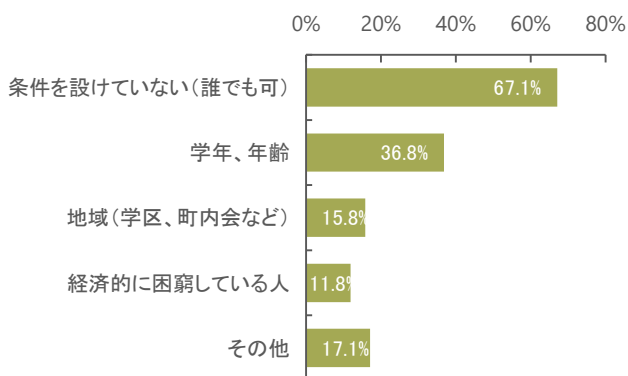


Question 04

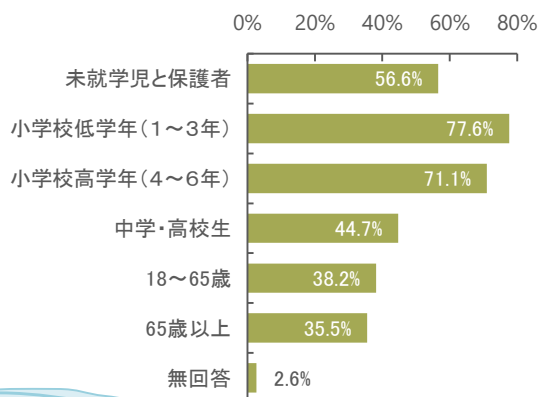
どういう人が利用しているの？

「利用条件を設けていない（誰でも可）」としているところが約7割となっており、一方で「経済的に困窮している人」に限定しているところは1割程度にとどまっています。主な利用者の年齢層は、小学生が最も多く7割を超えています。

利用条件(子ども) n=76 【複数選択】



主な利用者の年齢層(n=76) 【複数選択】



居場所の先輩メッセージ



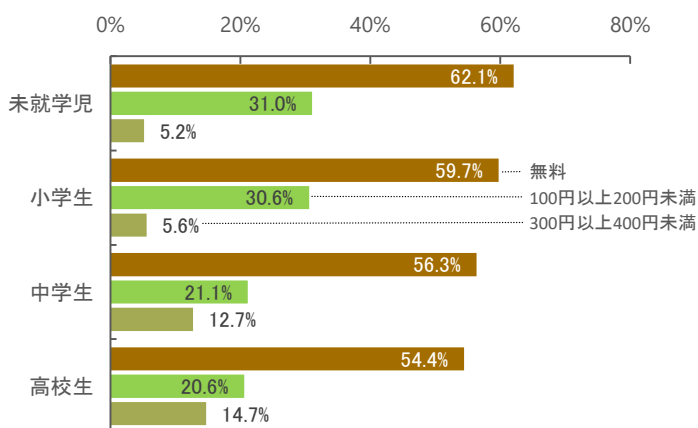
地域子どもたちに、経済的な事情や親の勤務などの理由で、一人でご飯を食べる子どもに、温かい食事とだんらんの機会を提供したいとの思いからスタートしました。

Question 05

利用料金はいくらなの？

子どもの利用料金は、未就学児から高校生まで約6割が無料となっており、次いで100円以上200円未満が2～3割となっています。

利用料金(子ども) n=76 ※割合の高いもの



居場所の先輩メッセージ



子どもは手伝いをすれば無料です

子どもは無料ですが、なんでもワンコインを声がけしています(手作りのコインでも可)



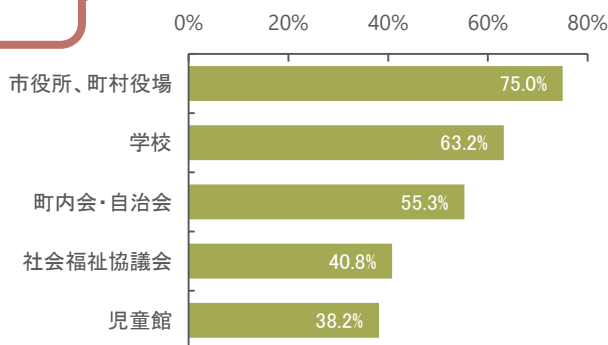
地域のお手伝いの方からも料金をいただき、運営側と参加側の境目なるべく少なくしています

地域とのつながりはどういうところがあるの？

- 全ての居場所において、開設前に地域の関係者に相談やあいさつをしたり、チラシを配布したりしています。
- 開設後の思いとして、民間企業（地域の個人事業主や法人など）をはじめ、半数かそれ以上の割合でもっと連携が必要と考えている相手が多数あります。

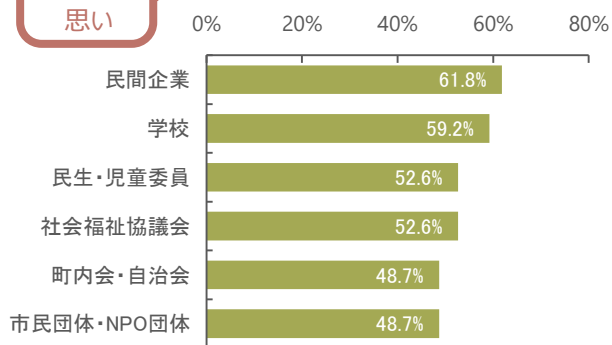
開設前

何らかの働きかけを行った相手(n=76)【複数選択】



開設して みての 思い

今以上の関わりが必要(n=76)【複数選択】



居場所の先輩メッセージ

市役所の子育て支援課に相談に行き、担当者から関係する制度や地域のニーズを親切に教えてもらいました



関係機関へのあいさつ回りを通じ、自分と同じような思いを持っている人を紹介してもらいました。今も仲間として一緒に活動しています



市内で開設したいと考えている人や、子ども食堂の勉強会をやっている団体が複数あったため、その動きを知った人の声かけにより、集まって実行委員会を結成しました



市の社会福祉協議会に協力してもらってボランティアとして来てもらえる人をつつけることができました



生活困窮、障がいの有無に関係なく、世代も関係なく地域で子育てをする仕組みをつくっていく必要性を感じます。市（教育、療育、福祉その他様々な部署）、学校、事業所がもっともっとつながり、地域の子育ての課題についての取組を協議、共有できる場がほしい



紹介しきれない声はまだたくさんあります。もっと知りたい！という方は、一度、地域の居場所を見学したり、ボランティアとして参加してみると雰囲気がわかると思います。



あなたのまちの子どもの居場所は、道の子ども子育て支援課のホームページで探すことができます。（巻末の参考情報をご覧ください）

子どもの居場所の安心・安全の確保



子どもの居場所の安心・安全を確保し、地域から理解、協力が得られるよう、保険の加入、衛生管理・感染症対策、食中毒予防、食物アレルギー対策について紹介します。

保険の加入

8 ページ

衛生管理・感染症対策

9 ページ

食中毒予防

10 ページ

食物アレルギー対策

13 ページ

保険の加入



ケガや事故、食中毒、感染症などの万一の事態に備えて、保険に加入しておくことはとても大切なことです。

- 子どもの居場所は、地域に開かれた場です。このため、地域の人に、安心して子どもが利用できる場だと分かってもらうことが大切です。地域で関心層や協力者を増やし、理解のすそ野を広げていくことで、活動を長く続けていくことにつながります。
- 以下は、子どもの居場所の取組に対する保険の一例です。

【参加する子ども、運営者（ボランティア）双方に適用される保険】

ボランティア行事用保険

問合せ先 市町村社会福祉協議会（各市町村にあります）

- ・ ホームページで概要とパンフレットをご覧になることができます。
- ・ 子ども食堂も対象行事になります。

 ふくしの保険

保険会社の傷害保険

問合せ先 各保険会社

- ・ 保険会社に相談し、保険料のほか、補償の範囲や内容を比較検討してみましょう。

【ボランティアにのみ適用される保険】

ボランティア活動保険

問合せ先 市町村社会福祉協議会（各市町村にあります）

- ・ ホームページで概要とパンフレットをご覧になることができます。

 ふくしの保険

【食品の取扱い・提供に関する保険】

総合食品賠償共済「あんしんフード君」

問合せ先 （公社）日本食品衛生協会

 03-3403-2115

 <http://www.n-shokuei.jp/>

- ・ 提供した飲食物に起因する事故、業務中の事故、施設の管理不備による事故、漏水に関する事故に関する補償です。
- ・ 加入には条件があります。

衛生管理・感染症対策

安全・安心に居場所を利用してもらうために



子どもの居場所は、地域の子どもを受け入れ、場所や時間の提供を通じた子どものための活動です。

安全・安心な空間・場とするために、まずは感染症対策をしっかりと実施したうえで、衛生的な環境をつくるのが大切です。

また、開催に際しては会場のある地域における感染症の流行状況などを十分に勘案して決定する必要があります。

- 運営者も参加者も、発熱・下痢・おう吐などの症状があったり、体調が悪い時には参加しないようにしましょう
- 会場と手洗い場は常にキレイにし、入り口には消毒液を常備しましょう
- 調理者はこまめに手を洗い、手指消毒をしましょう
- 子どもたちには、会場に入るときや食事の前に手洗いや手指消毒を徹底しましょう
- 居場所で子どもがおう吐した場合は、速やかに掃除し、薄めた「次亜塩素酸ナトリウム」で消毒しましょう。
- 食事のとき以外はマスクを着用しましょう
- 室内の大きさに応じて定期的に換気をしましょう
- おもちゃなど参加者の手に触れるものは定期的に消毒しましょう



居場所の先輩メッセージ

除菌・殺菌・手袋の着用必須で
衛生面に配慮しています



スタッフ、利用者それぞれの体調把握について、本人や保護者から聞き取りをするなど、感染症対策には毎回、注意をしています。



おう吐・下痢・発熱など胃腸炎症状が
疑われる子どもが来ることも想定し、
利用を控えてもらうか、専用スペースを設けるか、
スタッフで事前に話し合っています。



Question
01

食品の安全のために気をつけることは？

食中毒予防の原則とポイント

● 食中毒予防の原則

- ✎ 食中毒の原因菌を「つけない」「増やさない」「やっつける」
- ✎ 食中毒の原因ウイルスを「持ち込まない」「ひろげない」「つけない」「やっつける」

つけない [洗う・分ける]

調理前、生の肉や魚、卵などを取り扱う前後、トイレや鼻をかんだあとには必ず手を洗う

増やさない [低温で保存する]

肉や魚などの生鮮食品や野菜などは購入後、できるだけ早く冷蔵庫に入れる

やっつける [加熱処理する]

加熱調理する際は、中心部までよく加熱する

持ち込まない [健康状態の把握・管理]

おう吐や下痢などの症状がある場合などは調理を行わないようにする

ひろげない [手洗い、定期的な消毒・清掃]

こまめな手洗いを行う。また、ふきんやまな板、包丁などの調理器具は、洗剤でよく洗ったあと、熱湯消毒を定期的に行う

● 食中毒予防のポイント

家庭でできる食中毒予防の 6 つのポイント

ポイント 1 食品の購入

- ・ 消費期限などの表示をチェックし、新鮮なものを購入しましょう
- ・ 購入した食品は、肉汁や魚などの水分が漏れないようにビニール袋などに分けて包み、持ち帰りましょう
- ・ 生鮮食品など冷蔵や冷凍などの温度管理の必要な食品は、最後に買い、寄り道せずに帰りましょう

ポイント 2 家庭での保存

- ・ 冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎには注意しましょう。目安は、庫内の容量の7割程度
- ・ 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下が目安
- ・ 肉や魚などは、ビニール袋などに入れて他の食品に肉汁などがつかないようにしましょう

ポイント 3 下準備

- ・ 生の肉や魚を切ったあとは、包丁やまな板を洗い、さらに熱湯をかけてから果物や野菜など生で食べる食品を切るようにしましょう。包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と使い分けるとさらに安全です。
- ・ 冷凍食品を室温で解凍するのはやめ、冷蔵庫や電子レンジで行いましょう
- ・ 冷凍した食品は使う分だけ解凍し、解凍が終わったらすぐに調理しましょう
- ・ 生の肉、魚、卵を取り扱ったあとは、すぐに手を洗いましょう

ポイント 4 調理

- ・ 加熱して調理する食品は、十分に加熱しましょう。目安は中心部分の温度が75℃で1分以上です
- ・ 料理を途中で中断するときは室温に放置せず、冷蔵庫に入れましょう

ポイント 5 食事

- ・ 食事の前には必ず手を洗いましょう
- ・ 調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません



ポイント 6 残った食品

- ・ 残った食品は、早く冷えるように浅い容器に小分けして保存しましょう
- ・ 残ったみそ汁やスープなどを温めなおすときは、十分に加熱しましょう
- ・ ちょっとでもあやしいと思ったら食べずに捨てましょう

じゃあ、食品の取扱いのことって、どこに相談すればいいの？

子ども食堂の立ち上げ、食事の提供を検討しているときは、あらかじめ、保健所にご相談ください。

(連絡先等は14ページ。活動地域によって担当保健所が異なります。)



安心・安全に居場所を利用できるよう、食品を取り扱うときはまずは保健所に相談しましょう。

どんな人が対象？

- これから子どもの居場所で食事提供をしようとしている方

※ すでに子ども食堂など子どもの居場所を開設している方でも、開設に当たり保健所に相談していない場合はご相談ください。

どんなサポートがあるの？

- 食品の取扱いや食中毒の予防・対策、居場所の衛生管理などに関し、必要なアドバイスを受けることができます。
- 食事の提供範囲や運営形態によっては、食品衛生法に基づく**飲食店の営業許可**が必要になる場合があります。保健所では、このような場合にも、必要な指導・助言を受けながら手続きをすることができます。



居場所の先輩メッセージ

保健所の担当者は、親身になって相談に乗ってくれ、衛生管理に関するヒントも得ました。相談するまで知らなかったことも多かったので、行って良かったです。

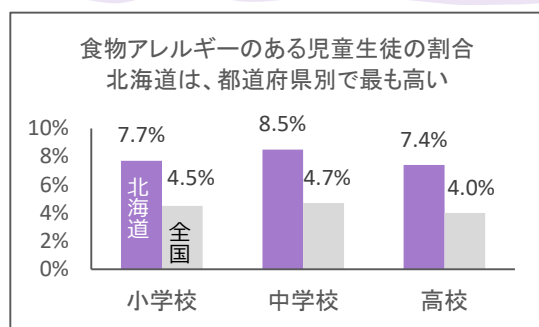


食物アレルギー対策



食物アレルギーは、子どもの命に関わることがあります。食物アレルギーのある子どもは一定割合います。安全・安心な居場所として活動を継続するためには、子どもが原因食物を食べないように、配慮することが大切です。

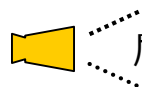
※ 巻末に掲載の参考URLから、食物アレルギーについて知るための資料を確認することができます。



(出所)公益財団法人日本学校保健会「平成25年度学校生活における健康管理に関する調査事業報告書」



- 加工食品を使用するときは、容器包装のアレルギー表示を必ず確認しましょう（特定原材料7品目〔卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに〕は表示が義務づけられています）。
- 食事を提供する場合は、保護者と連携するなどして、子どもの食物アレルギーの有無について確認しましょう。
- 具体的に、次のような対応が考えられます。
 - ✓ 食物アレルギーの個別対応が難しい場合は、対応していないことを全員に告知し、チラシやパンフレットなどにも明記する。
 - ✓ 献立により使用した食材を表示し、保護者や子どもに確認してもらった上で、食事をとってもらう。
 - ✓ 受付の際に、保護者や子どもに食物アレルギーの有無を聞くことをルール化する。



居場所の先輩メッセージ

メール予約制にして、事前にアレルギーの有無を把握して対応しています



安全管理に関する学習会を開き、最新の情報と対応方針をスタッフで共有するようにしています





道内の保健所一覧

	保健所名	電話番号	所在地	所管区域
渡島	渡島保健所	0138-47-9524	函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内	北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町
	木古内支所	01392-2-2068	木古内町字木古内214-5	(松前町 福島町 知内町 木古内町)
	森支所	01374-2-2323	森町字上台町330	(鹿部町 森町)
	八雲保健所	0137-63-2168	八雲町末広町120	八雲町 長万部町 今金町 せたな町
	今金支所	0137-82-0251	今金町字今金107-2	(今金町 せたな町)
檜山	江差保健所	0139-52-1053	江差町字本町63	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
石狩	江別保健所	011-383-2111	江別市錦町4-1	江別市 石狩市 当別町 新篠津村
	石狩支所	0133-74-1142	石狩市花川北7条1丁目14-1	(石狩市)
	千歳保健所	0123-23-3175	千歳市東雲町4丁目2	千歳市 恵庭市 北広島市
後志	倶知安保健所	0136-23-1914	倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
	余市支所	0135-23-3104	余市町朝日町12	(積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村)
	岩内保健所	0135-62-1537	岩内町字清住252	共和町 岩内町 泊村 神恵内村
空知	岩見沢保健所	0126-20-0100	岩見沢市8条西5丁目1 空知合同庁舎内	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
	由仁支所	0123-83-2221	由仁町新光195	(夕張市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町)
	滝川保健所	0125-24-6201	滝川市緑町2丁目3-31	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町
	深川保健所	0164-22-1421	深川市2条18-6	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町
上川	上川保健所	0166-46-5979	旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内	幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
	名寄保健所	01654-3-3121	名寄市東5条南3丁目63-38	土別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
	富良野保健所	0167-23-3161	富良野市末広町2-10	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
留萌	留萌保健所	0164-42-8310	留萌市住之江町2丁目1 留萌合同庁舎内	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
	天塩支所	01632-2-1179	天塩町新栄通9丁目 天塩合同庁舎内	(遠別町 天塩町)
宗谷	稚内保健所	0162-33-2538	稚内市末広4丁目2-27	稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
	浜頓別支所	01634-2-0190	浜頓別町中央北3	(浜頓別町 中頓別町 枝幸町)
	利尻支所	0163-84-2247	利尻町沓形字日出町13-1	(礼文町 利尻町 利尻富士町)
オホーツク	網走保健所	0152-41-0683	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
	北見保健所	0157-24-4171	北見市青葉町6-6	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町
	紋別保健所	0158-23-3108	紋別市南が丘町1丁目6	紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
	遠軽支所	0158-42-3108	遠軽町大通北5丁目1-27 オホーツク総合振興局遠軽合同庁舎内	(佐呂間町 遠軽町 湧別町)
胆振	室蘭保健所	0143-24-9833	室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
	苫小牧保健所	0144-34-4168	苫小牧市若草町2丁目2-21	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高	浦河保健所	0146-22-3071	浦河町東町ちのみ3丁目1-8	浦河町 様似町 えりも町
	静内保健所	0146-42-0251	新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町
十勝	帯広保健所	0155-27-8634	帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	帯広市 音更町 土幌町 上土幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
	新得支所	0156-64-5104	新得町3条南6丁目1-16	(鹿追町 新得町 清水町)
	広尾支所	01558-2-2191	広尾町公園通南4丁目1	(大樹町 広尾町)
	本別支所	0156-22-2108	本別町北1丁目4-39号	(本別町 足寄町 陸別町)
釧路	釧路保健所	0154-65-5811	釧路市城山2丁目4-22	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糖町
	標茶支所	015-485-2155	標茶町常盤8丁目1	(標茶町 弟子屈町)
根室	根室保健所	0153-23-5161	根室市弥栄町2丁目1	根室市
	中標津保健所	0153-72-2168	中標津町東1条南6丁目1-3	別海町 中標津町 標津町 羅臼町

市	保健所名	電話番号	所在地	所管区域
札幌市	札幌市保健所	011-622-5151	札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル 3階	札幌市
旭川市	旭川市保健所	0166-25-5324	旭川市7条通10丁目 第3庁舎保健所棟	旭川市
函館市	市立函館保健所	0138-32-1521	函館市五稜郭町23-1 総合保健センター 3階	函館市
小樽市	小樽市保健所	0134-22-3117	小樽市富岡1丁目5-12	小樽市

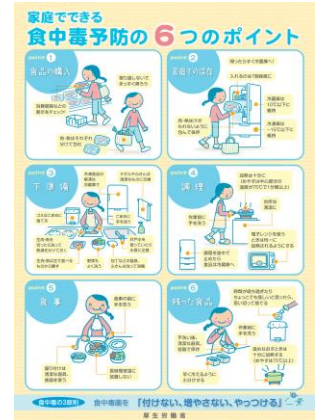
居場所の運営に当たり参考になる情報

1. 食中毒予防について

🔍 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

(厚生労働省)

- ・家庭での食中毒予防方法について、「6つのポイント」でわかりやすく示したリーフレットです。



🔍 食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント

(政府広報オンライン)

- ・食中毒予防の3原則「つけない」、「増やさない」、「やっつける」を実践するための紹介です。
- ・細菌やウイルスの付着を防ぐ正しい手の洗い方などを紹介しています。

🔍 北海道 食品衛生

(北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課)

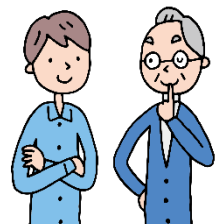
- ・食品衛生、食品安全に関する情報を発信しています。
- ・定期的に発行する「食品衛生課だより」で、食品衛生などの最新の情報をお知らせしています。

2. 食物アレルギー対策について

🔍 食物アレルギー 子どものためのレシピ集

(独立行政法人 環境再生保全機構)

- ・食物アレルギーをもつ子どもの保護者や、栄養士、調理師等に向けた食事療法に関する知識習得、日々の食事づくりに役立つ情報、料理レシピが紹介されています。



🔍 食物アレルギーを正しく知ろう

(独立行政法人 環境再生保全機構)

- ・食物アレルギーに関する冊子「ぜんそく予防のためのよく分かる食物アレルギー対応ガイドブック2014」のポイントがまとめられたミニガイド「ぜんそく予防のために 食物アレルギーを正しく知ろう」が掲載されています。

3. 感染症対策について

🔍 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策解説動画

(北海道保健福祉部
子ども子育て支援課)

- ・保育所や児童養護施設等などが継続的に事業を実施できるよう、感染症拡大防止対策に係る解説動画を掲載しています。
- ・「おもちゃの消毒」や「換気の方法」、「食堂での注意事項」など子どもの居場所において活用できる情報です。

🔍 子ども食堂・フードパントリー開設簡易ハンドブック

🔍 子ども食堂感染症対策（事例集）

(NPO法人全国子ども食堂
支援センター・むすびえ)

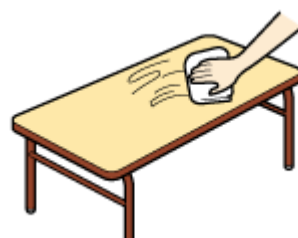
- ・子ども食堂を開設・再開するときの留意点やチェック項目、感染防止対策の事例などを掲載しています。
- ・感染防止の対応が難しいという現場の声を受け、正しい知識で対策を行えるよう番組「これならできるwithコロナ時代の子ども食堂」を制作・公表しています。



🔍 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

(厚生労働省)

- ・正しい消毒の方法新型コロナウイルスの消毒・除菌方法についてわかりやすく示してます。



4. 栄養・食育について

Q どさんこ食事バランスガイド

(北海道保健福祉部
健康安全局地域保健課)

- ・私たちの住む地元「北海道」の食材を使って、栄養バランスのとれた食事をきちんと食べる「どさんこ食事バランスガイド」を掲載しています。



Q 元気もりもりどさんこの食育

(北海道農政部食の安全推進局食品政策課)

- ・北海道が進める食育の取組や制度など、食育推進のための各種情報を発信しています。
- ・道内の市町村が進める食育関連のホームページや体験事例などを紹介しています。

5. 助成制度について

Q CANPANプロジェクト 助成制度

(日本財団及び
特定非営利活動法人CANPANセンター)

- ・公益活動団体が活用できる助成制度のデータベースです。
- ・主に全国規模で申請募集を行っている助成制度を掲載しています。



6. 市民活動の支援団体

Q 北海道立市民活動促進センター

- ・北海道のさまざまな市民活動を行う方々や、NPO法人の設立・運営の相談支援などを行っています。
 - ・NPO法人の手引きや制度など各種情報を発信しています。
- ※全道各地に中間支援センターがありますので、ホームページ内のリンク「道内の中間支援センター」からご確認ください。

Q 北海道NPOサポートセンター

- ・北海道の市民活動団体やNPO法人の設立、運営支援や、団体相互の情報交換、連携支援を行う団体です。

🔍 [こども食堂北海道ネットワーク](#)

- ・子ども食堂の運営者や企業、行政などが集い、子ども食堂の共通課題の解決に向けた情報共有などを行っているネットワーク（団体）です。
- ・活動紹介や食材提供案内など、こども食堂に関するさまざまな情報をブログで発信しています。

🔍 子ども食堂ネットワークin北海道

- ・Facebookで子ども食堂の情報を発信しており、運営している方々の情報交換の場となっています。



旭川おとな食堂

- ・旭川市内で子ども食堂や学習支援などを行う団体のネットワークで、子ども食堂間の食材の共有や、子どもたちへの支援方法の共有などを行っています。
- ・子どもの居場所づくりの啓発のため、シンポジウム等のイベントを開催しています。

7. 北海道の子どもの貧困・居場所について

北海道 子どもの貧困

(北海道保健福祉部
子ども未来推進局子ども子育て支援課)

- ・子育て世帯や子どもが利用できる支援制度や各種相談機関を、テーマ別・ライフステージ別に紹介しています。
- ・子どもの貧困対策に関する情報や北海道の計画、各調査の結果などを掲載しています。

北海道 子どもの居場所

(北海道保健福祉部
子ども未来推進局子ども子育て支援課)

- ・北海道内の子ども食堂、学習の場（無料塾）を振興局ごとに一覧できるページを掲載しています。
- ・「子どもの居場所」に関する実態調査の結果や、調査結果に基づき作成した「北海道子ども食堂マップ」を掲載しています。





虐待を受けている可能性がある・・・、子育てに悩んでいる人がいる・・・などの子どもや子育てに関することは、市町村の担当窓口のほか、児童相談所や児童家庭支援センターにご相談ください。



道内の児童相談所

振興局	名称	電話番号	所在地	管轄区域
石狩	中央児童相談所	011-631-0301	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	石狩・後志管内
上川	旭川児童相談所	0166-23-8195	旭川市10条通11丁目	上川・留萌・宗谷管内
	稚内分室	0162-32-6171	稚内市潮見1丁目11	宗谷管内
十勝	帯広児童相談所	0155-22-5100	帯広市東1条南1丁目	十勝管内
釧路	釧路児童相談所	0154-92-3717	釧路市桜ヶ丘1丁目4-32	釧路・根室管内
渡島	函館児童相談所	0138-54-4152	函館市中島町37-8	渡島・檜山管内
オホーツク	北見児童相談所	0157-24-3498	北見市東陵町36-3	オホーツク管内
空知	岩見沢児童相談所	0126-22-1119	岩見沢市鳩が丘1丁目9	空知管内
胆振	室蘭児童相談所	0143-44-4152	室蘭市寿町1丁目6-12	胆振・日高管内

市	名称	電話番号	所在地	管轄区域
札幌市	札幌市児童相談所	011-622-8630	札幌市中央区北7条西26丁目	札幌市

● 全国共通ダイヤル「189番」

- ・虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。
 - ・お近くの児童相談所につながります。
 - ・通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話はつながりません。

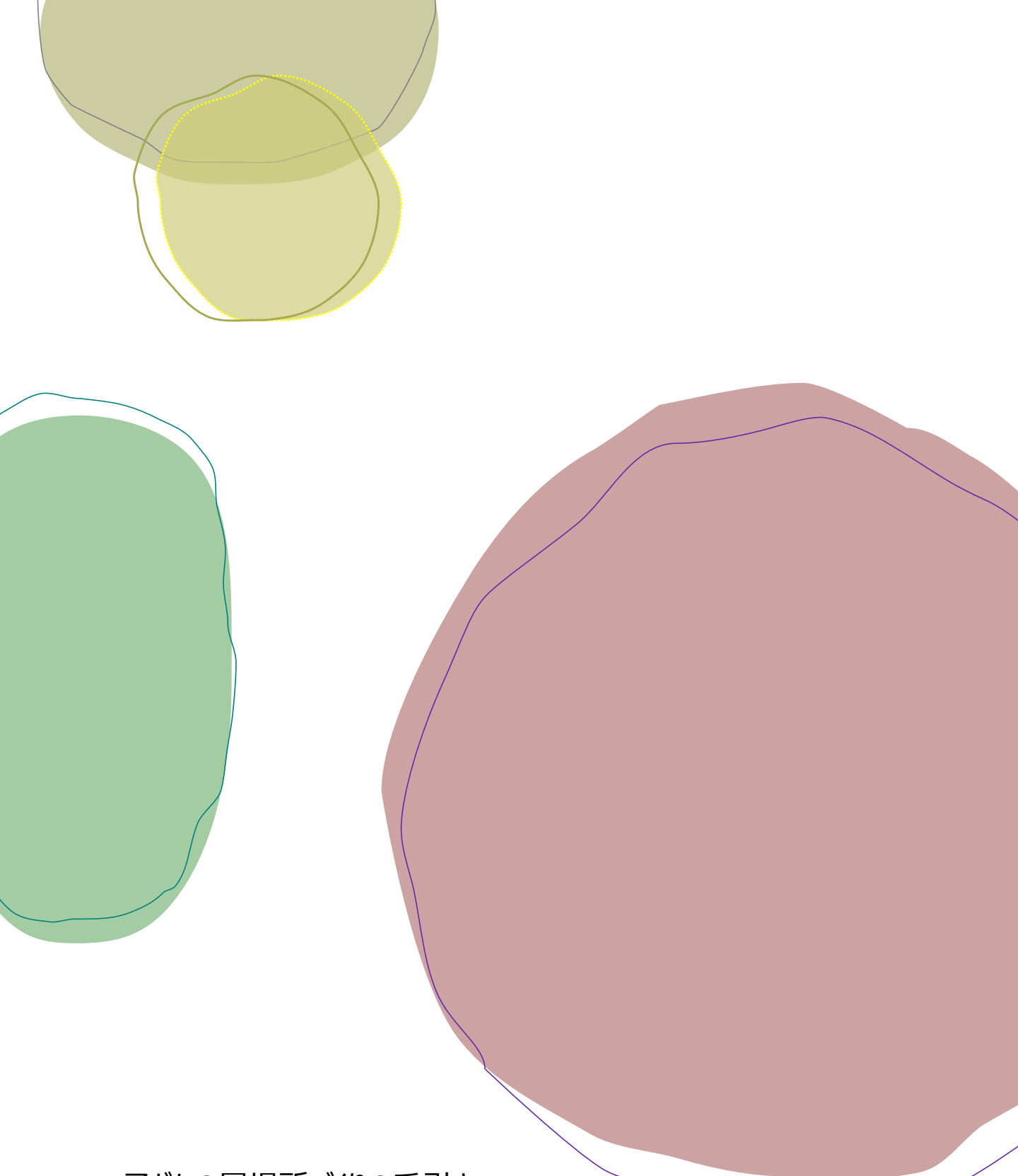


道内の児童家庭支援センター

名称	電話番号	所在地	管轄区域
エンゼルキッズ こども家庭支援センター	011-372-8341	北広島市中央4丁目5-7	石狩・後志管内
児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095	函館市亀田中野町38-11	渡島・檜山管内
光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486	岩見沢市春日町2丁目3-7	空知管内
美深子ども家庭支援センター	01656-6-2500	美深町字敷島283番地	上川・宗谷・留萌管内
子ども家庭支援センターオホーツク	01584-5-3211	遠軽町生田原伊吹46番地の3	オホーツク管内
日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050	浦河町向別470	胆振・日高管内
十勝こども家庭支援センター	0155-22-3322	帯広市東9条南21丁目1-9	十勝管内
釧路こども家庭支援センター	0154-32-1150	釧路市旭町16番5号	釧路・根室管内
興正こども家庭支援センター	011-765-1000	札幌市北区新琴似4条9丁目1-1	札幌市
羊ヶ丘児童家庭支援センター	011-854-2415	札幌市豊平区月寒1条17丁目4-33	札幌市
札幌南子ども家庭支援センター	011-591-2200	札幌市南区藤野6条2丁目427番地4	札幌市
札幌乳児院児童家庭支援センター	011-879-6264	札幌市白石区川北2254-1	札幌市

● 「児童家庭支援センター」とは

- ・子どもや家庭の相談について、児童福祉のいろいろな専門機関と一緒に問題の解決をお手伝いする機関です。
- ・相談は無料で、相談者の個人情報、児童福祉法の規定により守られます。



子どもの居場所づくりの手引き

発行 平成30年5月 改訂 令和3年1月

編集 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

電話011-206-6328 FAX011-232-4240

hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
